

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月25日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	品川区
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/hp/menu000029600/hpg000029557.htm

執行機関名 品川区長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	品川区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年品川区条例第31号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例(平成27年品川区条例第59号)別表第1 第5の項 品川区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年品川区条例第31号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第百二十三十八号)第1条	品川区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって <u>児童の福祉の増進</u> を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の <u>健康を維持</u> し、もって <u>福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		品川区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 品川区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	品川区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第6条
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	医療証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号ニ	品川区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第4条第1項、第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号	品川区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第8条第2項、品川区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第22条第2項
②事務の内容	児童扶養手当法施行規則第四条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務	現況の届出の受理、その届出に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号ニ	品川区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第4条第1項、第2項、品川区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第22条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報

備考	
----	--